

「介護サービスの安定的な提供の確保に向けた研修会」の質問への回答

【訪問系サービス】

質問等	回答	出典
<p>(1) ①当事業所は、訪問介護なので高齢者との接触が頻繁におこなわれます、職員は常に感染予防と感染の脅威にさらされながら、業務を遂行しています。 職員の感染防止の為と高齢者の感染への不安を取り除く為、行政が介護職員全員にPCR検査を実施するという事は、しないのか。 ②コロナ感染の現時点迄の発生状況と対策そして秋以降予想される第3波に対しての具体的な対応策は、既に立案されているのか。 ③施設内感染及び在宅での感染が、起きた場合について行政としての対応はどのように考えているのか、国指導と十勝管内独自の考えへかたを持ち合わせているのか。</p>	<p>①PCR検査体制については、北海道(道立保健所)により検査体制の拡充がこれまで図られてきており、また10月を目途に帯広市医師会により「地域外来・検査センター」を開設することが進められているところです。 必要なときに必要な人が検査を受けられる体制を取れるよう、これからも北海道を初めとして関係機関と協議を行ってまいります。 なお、事業所において感染者が発生した場合は、濃厚接触者の有無に関わらず行政検査として関係する職員等が検査を受けることが可能となったことにご留意ください。 ②③帯広・十勝においても断続的に感染者が発生しており、感染拡大に備える対応が必要であります。本研修の主旨のとおり、サービスの安定供給に向けた対応について、これからも各サービス事業者との連携や課題の共有を図り、利用者が必要とするサービスを確保していくため帯広市として出来る支援・相談を行ってまいります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(2月17日版)</p>
<p>(2) 新型コロナウイルスにおける濃厚接触者の定義について教えてください(発病者との接触時期など)。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日版)」により、以下のとおり定義されています。 ①「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者(患者(確定例))」の感染可能期間は、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間。 ②「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者(無症状病原体保有者)」の感染可能期間は、陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間 ③「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」及び「無症状病原体保有者」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。 ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者 ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者 ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日版)」</p>
<p>(3) 訪問介護事業所または居宅介護支援事業所で職員の感染が判明した場合、濃厚接触者がいることを前提に直ちに休業を求められるのか？それとも事業者の判断なのか？ また、休業とされた場合の休業日数は何日か？</p>	<p>介護保険最新情報Vol.808の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」に、事業別で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組について明示されています。 基本的な考え方として、介護サービスは利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要です。 また、休業要請の実施については、感染の広がりが特定されているかなど様々な要因を総合して保健所等と相談のうえ判断されることとなります。 まずは、感染症を持ち込まないよう、引き続き基本的な感染症予防対策の徹底をお願いいたします。</p>	<p>介護保険最新情報Vol.808の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」 社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について(令和2年2月18日版)</p>